

宮島包ヶ浦自然公園利活用事業

審査基準書

令和8年8月
廿日市市

第1章 審査基準書の位置付け

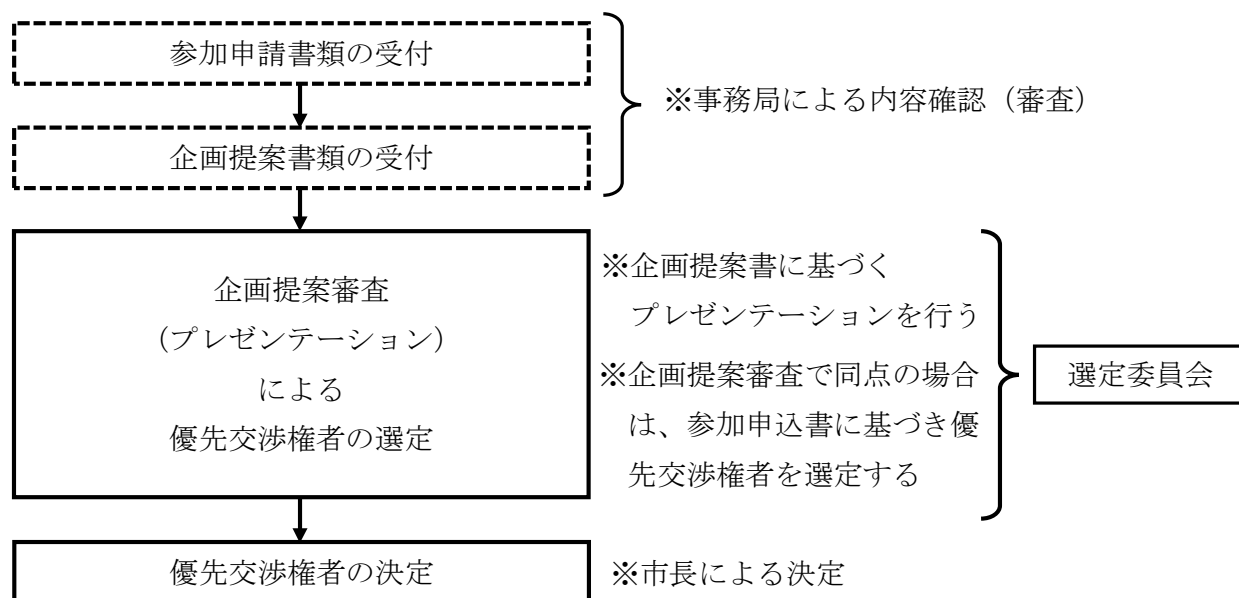
本「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業審査基準書」（以下「審査基準書」という。）は、廿日市（以下「市」という。）が宮島包ヶ浦自然公園利活用事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者の決定に向けて、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための方法及び基準を示すものである。本事業では、事業者の幅広い能力とノウハウを最大限に活用し、効率的かつ効果的な業務実施が求められることから、事業者の選定にあたっては、企画提案内容を重視して評価するものとする。

第2章 審査方法及び基準

1 審査の流れ

企画提案審査及び優先交渉権者の選定については、宮島包ヶ浦自然公園利活用事業事業者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、優先交渉権者を選定する。その結果を踏まえ、市長が優先交渉権者の決定を行う。

【優先交渉権者決定フロー】



2 選定委員会による企画提案審査

（１）基本事項

企画提案審査は、企画提案書を用いたプレゼンテーションにより企画提案内容を評価することとし、別記の審査基準に基づき、選定委員会により審査を行う。

なお、市は、参加申請書類及び企画提案書類の過不足等について確認する。この際、書類の過不足や求められている内容が各提案書様式に明らかに記載されていないなど重大な不備がある場合は、その応募者を失格とする。また、提案審査の評価点が満点の6割に満たない提案は失格とする。

（２）独自提案の評価

実施方針書以外の独自提案も評価の対象とする。

独自提案を行う場合は、独自提案であることを企画提案書（別紙「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業様式集 様式10-6-2 独自提案書」）にわかるように記載すること。

（３）評価点の最高点の者が複数の場合の措置

評価点が最高点となる者が複数ある場合は、参加申請書類で確認できる業務実績や財務・経営能力及び選定委員会における審査結果をもとに、より優れていると考えられる者を優先交渉権者として選定する。

3 審査結果の通知

審査の結果をもって優先交渉権者を選定し、市に通知する。

3章 優先交渉権者の決定

市長は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

審査結果は、応募者全員に速やかに文書により通知するとともに、市ホームページで公表する。なお、結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

別記 審査基準

1 企画提案審査項目

審査項目	評価基準	配点
1 事業概要		
(1) 利活用方針との整合及び事業の魅力度	利活用方針（コンセプト、ターゲット、期待する効果）に沿った、魅力的な事業内容であるか。	50
(2) 事業実績	提案の事業内容に即した、類似の事業実績があるか。	10
2 地域への配慮・貢献及び連携		
(1) 地域の組合・団体・事業者等との連携	宮島旅館組合等の関連する地域の各種組合・団体等への加入及び地元事業者との連携が図られているか。	30
(2) 災害時の連携対応	災害発生時における安全確保や行政、地域との連携が可能か。	20
(3) 地域資源の活用	市の地域資源（木材や農水産品等）を活かした施設整備やサービス提供がなされるか。	20
(4) 地域経済への波及	地域経済への波及が見込まれるか。	20
3 事業の具体内容		
(1) 事業エリアの活用方法	各エリア（エリア2及び3を含む）の考え方に沿った活用がなされているか。またエリア1を広く活用しているか。	30
(2) 自然環境及び戦争遺構の保護・保全・維持	宮島包ヶ浦の自然環境及び戦争遺構（土塁）等の保護・保全・維持が図られるか。	20
(3) 自然環境を生かした景観維持	宮島包ヶ浦の樹木、植栽等、現在の自然環境を生かした景観の維持及びランドスケープのデザインが図られるか。	20
(4) 事業スケジュール	開業までの事業スケジュールは適切か。	20
(5) 事業の継続性	持続可能性の高い事業収支計画となっているか。	30
4 事業実施体制・ガバナンス		
(1) 事業スキーム	効率的かつ実現可能性の高い事業スキームとなっているか。	20
(2) コンプライアンス・リスクマネジメント	事業実施にあたってのコンプライアンス・リスクマネジメントに関する取組が想定されているか。	30
(3) セルフモニタリング	セルフモニタリングに関する具体的な方針が示されているか。	20
5 その他提案		
(1) その他提案の内容	既存事業者への配慮等その他提案へが充実しているか。	20
(2) 独自提案の内容	他の項目に含まれない、地域にとって望ましい独自提案があるか。	10
合計（満点）		370

2 採点方法

採点は、「1 企画提案審査項目」の評価項目ごとの配点に、評価に応じた係数を乗じて得た数値により行う。

計算式は、配点×評価係数により計算し、評価点は小数点第2位までを有効とし、第3位以下を四捨五入する。

■審査の視点（魅力度・実現度・期待度など）

とても〇〇がある



●●がない

評価	配点に乘じる係数
A	配点×1.00
B	配点×0.75
C	配点×0.50
D	配点×0.25
E	配点×0.00